

# 【新病院・厨房施設 基本設計業務】

## 公募型プロポーザル実施要領

令和2年11月  
福島県 田村市

## 1 業務の趣旨

田村市では、現在のたむら市民病院を移転・新築するため、田村市新病院建設基本計画に掲げた基本理念に基づくほか、市民が安心して生活できるまちづくりのため、地域の中核的医療機能を果たし、将来にわたり地域の医療・介護連携を可能とする市民病院（以下「病院」という。）を整備する。

また、同敷地内に民設民営による定員150名程度の認可保育所が開設予定であるが、病院・認可保育所両施設への給食をはじめ、広く市民等への食事の提供や食育の拠点施設化を図るため、同敷地内に保健福祉厨房施設（以下、「厨房施設」という。）を病院の開院時期までに整備する。

については、病院と厨房施設の設計業務を合理的且つ迅速に履行するため、本業務に対する十分な理解や、豊富な経験や実績、経済性など様々な観点で質の高い提案を求め、その内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計業者の選定を目的とし、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

「田村市新病院建設基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、また前述の厨房施設の用途を踏まえ、両施設の基本設計の実施に関する業務とする。

なお、詳細については、別紙「病院建設基本設計業務委託特記仕様書」、「厨房施設建設基本設計業務委託特記仕様書」、「建築・設備設計業務委託共通仕様書」等によるものとする。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 委 託 業 務 名 | 田村市新病院・厨房施設 基本設計業務  |
| (2) 履 行 期 間   | 契約締結日から令和3年5月28日まで  |
| (3) 提案上限見積額   | 金 47,329,000 円（地質調査費、消費税及び地方消費税を含む。）<br>ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。 |

## 3 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている「単独設計事業者」又は、業務提携合意を交わした2者の設計事業者による本業務受託のために結成された「共同企業体」とする。共同企業体として応募する際は、代表事業者を決め、代表事業者が企画提案書等を提出すること。

なお、受託業務のすべてを他の企業に再委託することは不可とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11

年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成31・32年度田村市入札参加資格者名簿(測量等)に登録されている者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成19年田村市告示第32号)による指名の停止を受けていない者であること。
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に定める一級建築士事務所登録をしていること。
- (8) 単独事業者又は共同企業体における代表事業者は、本業務の類似業務として次に掲げる①②両建築物の新築又は増改築の設計実績を有すること。
  - ① 過去5年以内に竣工した、100床以上の病院(公立、民間を問わず)の設計実績を3件以上有すること。
  - ② 過去に1日300食以上の厨房(給食)施設単体又は、厨房(給食)施設を含む多用途の複合施設の設計実績を1件以上有すること。
- (9) 共同企業体における構成事業者は、用途並びに公立・民間問わず、過去5年以内の設計実績3件以上有し、福島県内に本社を有すること。
- (10) 配置予定予定技術者に対する要件は、次のとおりとする。

過去10年以内に100床以上の病院(公立、民間を問わず)設計実績を1件以上有する、

- ① 管理技術者 一級建築士 1名
- ② 建築意匠主任技術者 一級建築士 1名
- ③ 構造主任技術者 構造設計一級建築士 1名
- ④ 電気設備主任技術者 建築設備士 1名
- ⑤ 機械設備主任技術者 建築設備士 1名

※「建築意匠主任技術者」及び「構造主任技術者」は、当該業務を遅滞なく円滑に履行できる場合であれば兼任を可とする。

※「電気設備主任技術者」及び「機械設備主任技術者」も同様とする。

※「建築意匠主任技術者」は、設計業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを要するが、「構造主任技術者」「電気設備主任技術者」及び「機械設備主任技術者」は、協力事業所から配置することができる。

#### 4 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和2年11月16日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出先 「13 窓口・問合せ先」のとおり
- (3) 提出書類

No.	書類区分	単独	企業体		備考
			(代表)	(構成)	
①	参加申込書(様式1)	○	○		
②	参加資格要件確認書(様式2)	○	○	○	

③	企業概要書（様式3）	○	○	○	※建築士事務所登録を証明する書類（写）添付。
④	企業実績調書（様式4）	○	○		※企業体の場合は、構成社実績も記載。
⑤	配置予定者調書（様式5）	○	○	○	※資格証明書類（写）、在籍を証明するもの（保険証写等）添付。
⑥	協力事業所調書（様式6）	△	△		※協力事業所がある場合のみ。
⑦	履歴事項全部証明書 （法人登記簿謄本）	○	○	○	※提出日を基準に3か月以内のもの。
⑧	共同企業体で受託する意思を明確にした書類（任意様式）		○	○	

(4) 提出部数 各6部（正本1部、副本5部）

(5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用）に限る。  
 なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
 また、郵送中の事故に伴う損害に関し、本市は一切の責任を負わない。

(6) 参加申込書等に関する質問書の提出及び回答

①提出期限 令和2年11月9日（月）午後4時まで

②提出先 「13 窓口・問合せ先」のとおり

③提出方法 質問がある場合は、質問書（様式7）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【田村市新病院・厨房施設】と記載すること。

なお、電話による質問には応じない。

また、事務局において、参加申込に関連しない質問と判断した場合は、回答しない。

④回答方法 令和2年11月12日（木）までに、電子メールで質問者に回答するとともに、田村市ホームページ上に掲載する。

(7) 参加資格要件審査及び企画提案書の提出要請

参加申込をした者の参加資格要件等を確認し、要件を満たしたもののの中から評価基準に基づき審査を行い、上位5者程度を選定し、令和2年11月19日（木）までに企画提案書の提出要請を電子メールにより通知する。

なお、審査結果通知前の問い合わせには応じないものとする。

また、審査結果に対する異議の申し立てにも応じないものとする。

(8)参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

## 5 企画提案書の提出

(1)提出期限 令和2年12月3日（木）午後5時（必着）

(2)提出先 「13 窓口・問合せ先」のとおり

(3)提出書類

①企画提案書（様式9-1）

②業務の実施方針（様式9-2）

※設計上のコンセプト、配慮事項、取組み体制、実施スケジュール（工程）を記載。

③提案テーマ（様式9-3）

（テーマ1）

患者をはじめとした利用者目線、スタッフ目線の施設づくりで重要なこと。

それを具現化するための施設計画の考え方を記載。

（テーマ2）

将来を見越した施設計画の考え方並びにライフサイクルコストの適正化への考え方を記載。

④基本設計業務受託参考見積書（様式10）

(4)提出部数 ①様式9-2～様式9-3までについては、正本1部、副本25部

※副本については、企画提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。

②様式10（※内訳書含む。）は、封かんしたものを1部

(5)提出方法 持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用）に限る。

なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

また、郵送中の事故に伴う損害に関し、本市は一切の責任を負わない。

(6)留意点

①提案書は、1事業者につき1提案とする。

②提出期限後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は不可。

③前記「3 プロポーザル参加資格要件」を満たさなくなった場合、無効とする。

(7)企画提案書に関する質問書の提出及び回答

①提出期限 令和2年11月26日（木）午後4時まで

- ②提出先 「13 窓口・問合せ先」のとおり
- ③提出方法 質問がある場合には、質問書（様式7）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名の先頭に【田村市新病院・厨房施設】と記載すること。
- ④回答方法 令和2年11月30日（月）までに、電子メールで質問者に回答するとともに、田村市ホームページ上に掲載する。  
なお、電話による質問には応じない。  
また、事務局において、企画提案に関連しない質問と判断した場合は、回答しない。

#### (8)参加辞退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

### 6 企画提案書等の審査

- (1)審査方法 「田村市新病院・厨房施設 基本設計事業者選定委員会」において企画提案書の内容を評価基準に基づき審査し、合計得点の高い順にプレゼンテーション審査対象者を3者程度選定する。
- (2)審査日 令和2年12月9日（水）
- (3)審査結果の通知 令和2年12月11日（金）までに書面により通知する。  
なお、審査結果通知前の問い合わせには応じないものとする。  
また、審査結果に対する異議の申し立てにも応じないものとする。

### 7 プレゼンテーション審査

- (1)実施月日 日時及び会場は別途決定し、企画提案書等の審査結果時に通知する。
- (2)実施時間 1事業者につき40分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分）
- (3)説明者 管理技術者、建築意匠担当主任技術者を含む5名（機器操作者含む。）までとする。
- (4)その他
- ①プレゼンテーションは、非公開とする。
  - ②企画提案書に基づいて説明することとし、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。  
なお、追加資料（スライドを含む）の使用及び配布は認めない。
  - ③本プロポーザルに参加する経費等は、全て参加事業者の負担とする。
  - ④提出した書類の修正又は変更は、一切認めないものとする。
  - ⑤提出した書類に記載された技術者等は、原則として変更できない。  
ただし、病気や事故、退職等やむを得ない事情により変更する場合は、その限りではない。
  - ⑥提出された提案書等書類の一式は、一切返却しないものとする。

## 8 最優秀企画提案者の選定

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション等の内容により選定委員会において総合的に審査し、最優秀企画提案者を選定する。
- (2) 参加事業者が1者の場合においても、上記の方法により審査する。
- (3) 審査結果の通知及び公表  
審査結果は、審査終了後速やかにすべての企画提案者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を田村市ホームページ上で公表する。  
なお、該当者がいない場合もその旨、公表する。  
また、審査結果に対する異議申立てには応じない。

## 9 契約

- (1) 仕様の調整  
最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に田村市の関係部署と協議し、仕様内容の調整を行う。
- (2) 契約の締結  
最優秀提案者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。（随意契約）  
また、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。  
契約における契約金額は、企画提案の際に提出した見積書記載額を上限とする。ただし、市が相当と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 協力事業所について  
当業務の協力にあたり、協力事業所を設定する場合は、「3 プロポーザル参加資格要件」(1)～(6)の要件を満たす事業所とする。  
また、必要となる経費がある場合は、委託業者において負担すること。

## 10 工事発注方式

基本設計段階で工事発注方式等を検討し、決定する。

## 11 参加事業者の失格または無効

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなかった場合。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 見積額が提案上限額を超えている場合。
- (6) 上記(1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適当であると認めた場合。

## 1.2 その他留意事項

- (1)本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨並びに単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- (2)参加者は、参加申請書の提出をもって、本実施要領等の内容に同意したものとみなす。
- (3)天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することが出来ないと認められるときは、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用は本市に請求することはできない。

## 1.3 窓口・問合せ先

田村市保健福祉部保健課 市民病院整備室（担当：遠藤・三輪）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話 0247-81-2271 FAX 0247-82-4555

E-mail hoken@city.tamura.lg.jp

## 1.4 日程（予定）

項 目	日 程	備 考
公募開始（プロポーザル公告）	令和2年11月 2日(月)	
参加申込みに関する質問書の提出期限	令和2年11月 9日(月)	午後4時まで
参加申込みに関する質問書の回答期限	令和2年11月12日(木)	
参加申込書等の提出期限	令和2年11月16日(月)	午後5時まで
参加資格等審査	令和2年11月17日(火)	(予定)
参加承認通知、企画提案書提出要請	令和2年11月19日(木)	
企画提案に関する質問書の提出期限	令和2年11月26日(木)	午後4時まで
企画提案に関する質問書の回答期限	令和2年11月30日(月)	
企画提案書の提出期限	令和2年12月 3日(木)	午後5時まで
企画提案書等の審査	令和2年12月 9日(水)	(予定)
企画提案書等の審査の結果通知	令和2年12月11日(金)	(予定)
プレゼンテーション審査	令和2年12月16日(水)	(予定)
プレゼンテーション審査の結果通知	令和2年12月18日(金)	(予定)
委託契約締結（設計業務）	令和2年12月下旬	

15 参考（病院・保育所との相関図（予定））

